

令和5年
第7回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和5年7月31日（月）午後1時45分～

2. 場 所 南九州市頬娃文化会館

3. 出席委員（18人）

会長	1番 本木下 裕一		
会長職務代理	2番 大隣 初美		
委員	3番 月野 貴大	4番 吉崎 久男	5番 東垂水 勝秀
	6番 松永 克生	7番 高江 京子	8番 永山 明美
	9番 福元 幸志	10番 松蔭 勝郎	11番 下之門 信洋
	12番 六反田 達郎	13番 大坪 幸博	14番 桑代 純一
	15番 榎川 明子	16番 松村 孝徳	
	18番 植山 俊孝	19番 宮原 俊郎	

4. 欠席委員（1人）

17番 池田 慎

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第38号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第6 議案第39号 農地法第3条許可指令書の取消について
- 日程第7 議案第40号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第41号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第9 議案第42号 農地法第5条許可の取消について
- 日程第10 議案第43号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について

- 日程第 11 議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 12 議案第 45 号 非農地証明願について
- 日程第 13 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 折尾 武志 係員 松下 剛史

農地係長 宇都 寿彦 係員 和田ひとみ, 内門 照人, 中村 智治, 加治佐和彦

7. 会議の概要

開 会 午後 1 時 45 分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。池田委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 18 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 5 年第 7 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 124 ページをご覧いただきたいと思います。 (諸般の報告をおこなう。)

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 (諸般報告をおこなう。)

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、2番 大隣委員、5番 東垂水勝秀 委員を指名し、会議書記に折尾農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日7月31日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。3ページでございます。農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が2件ございました。

貸人は、穎娃町○○の○○○○さん、借人は、穎娃町○○の○○○○さん外です。耕作者変更によるもの2件で地目の内訳は、畑3筆 4,932m²、穎娃地域2件です。

5ページ～7ページでございます。農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が20件ございました。貸人は、鹿児島市の○○○○さん借人は、穎娃町○○の○○○○さん外19件です。貸人主導によるもの7件、借人主導によるもの13件です。地目の内訳は、田4筆 3,203m²、畑29筆 40,857m²の合計33筆 44,060m²で、穎娃地域8件、知覧地域9件、川辺地域3件です。

なお、各ページ一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 今回は新規認定2件、再認定7件であります。

11ページの新規認定一覧の整理番号1番 頬娃町○○の○○○○さんでタバコと露地野菜の経営を行なっており作業場や機械の更新、法人化を目指し、経営の安定を図る計画であります。

次に整理番号2番 知覧町○○の○○○○さんで茶と甘藷の経営を行なっており面積拡大による経営の安定に努めたいところです。

再認定は7件で資料12ページ、13ページですのでお目通し願います。

以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第5 議案第38号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。桑代委員お願いします。

桑代委員 報告いたします。15ページの審議番号1番です。関連資料は16ページから19ページになります。申請人は、南さつま市の○○○○さんです。申請地は、知覧町○○字○○ ○○○○番、畠967m²の内499m²で、○○○自治会に位置します。

申請人は、南さつま市の借家に居住しており、両親が暮らす実家近くに居住するため、申請地を父から譲り受けて一般住宅を建築することから、農用地区域から除外するものです。

申請地の北側東側は農地に、南側は厚地川に、西側は市道に接しています。

40cm程度の盛土を行いますが、よう壁を設けることで、土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設けるので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。審議番号1番の農振除外につきましては、代替地を検討しましたが、適地が見つからず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、除外の要件を満たしていると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議長 質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第38号 農業振興地域整備計画変更(案)については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第6 議案第39号 農地法第3条許可指令書の取消についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係 21歳の農地法第3条許可の取消でございます。

令和5年5月31日付け南九州市指令農委第3-52号で所有権移転が許可された1件につきまして取消申請がなされております。申請人のうち譲渡人は、鹿児島市の○○○○さん、譲受人は、穎娃町○○の○○○○さんです。

取消理由につきましては農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転での申請に変更するためです。

以上で説明を終わります。

議長　　只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第39号農地法第3条許可指令書の取消については、申請どおり取り消しを許可することにご異議ございませんか。

委員　　「異議なし」の声あり

議長　　異議なしと認めます。
よって、議案第39号の案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議長　　次に、日程第7　議案第40号　農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係　　説明いたします。23ヶ～25ヶの3条所有権移転23件でございます。
譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇外の申請です。

地目の内訳は、田4筆 1,729m²、畑28筆 19,460m²の合計32筆 21,189m²で、理由につきましては、規模・経営・農地拡大15件、受贈4件、相手方の要望1件、その他3件です。

10a当たりの取引価格につきましては田が65千円、畑が47千円から917千円です。10a当たりの取引価格の平均としましては、田65千円、畑278千円でございます。

地域別では、穎娃地域4件、知覧地域7件、川辺地域12件です。

なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました26ヶ～47ヶの調査書、誓約書及び當農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

以上で説明を終わります。

- 議長　只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、
○○委員が○○番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者の
いない案件について、全委員で審議いたします。
質問、御意見はございませんか。
- 委員　「なし」の声あり
- 議長　質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第40号 農地法第3条許可申請に対する許可のうち、議事参与の制限
に該当しない案件について、申請どおり許可とすることに、御異議ございませんか。
- 委員　「異議なし」の声あり
- 議長　異議なしと認めます。
よって、議案第40号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり許可することに決定しました。
- 議長　引き続き、議案第40号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、○○委員の退室を求めます。
- （　1人　退室）
- 議長　これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。
- 委員　「なし」の声あり
- 議長　質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第40号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり
許可することに御異議ございませんか。
- 委員　「異議なし」の声あり
- 議長　異議なしと認めます。よって、議案第40号のうち、議事参与の制限に該当する
案件については申請どおり許可することに決定いたします。○○委員の入室を許
可いたします。

(1人 入室)

議長 ○○委員に報告いたします。議案第40号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第8 議案第41号 農地法第4条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から報告をお願いします。六反田委員お願いします。

六反田委員 報告いたします。49番の審議番号1番です。関連資料は50番から53番になります。申請人は、南九州市川辺町○○の○○○○さんです。申請地は、川辺町○○字○○ ○○○○番外1筆374m²で、○○○自治会に位置します。

申請人は、市内に居住しており、県外の子供が市内に居住することになったことから、申請地に一般住宅を建築しようとするものです。申請地の北側東側は畠に、南側は宅地に西側は県道に接しています。現状のまま利用しますが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については建物の高さを抑制するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。審議番号1番につきましては、用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であり第3種農地に区分されます。

申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第41号 農地法第4条許可申請に対する許可については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第41号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第9 議案第42号農地法第5条許可の取消についてを議題いたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。

55番の農地法第5条許可の取消でございます。資料の56番～59番でございます。申請人のうち譲受人は、知覧町○○の○○○○さん、譲渡人は、知覧町○○の○○○○さんです。

取消理由につきましては、当初一般住宅の転用として父からの使用貸借権の転用許可を受けていましたが、父から申請地を譲り受けことになったことから、使用貸借権の許可を取消して、改めて所有権移転の5条申請をするものです。

なお、本年4月末に転用許可を受けていたことから申請地では住宅用地としてすでに着手しております。

以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第42号 農地法第5条許可の取消しについては、申請どおり取消しを許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

- 議長 異議なしと認めます。
- よって、議案第42号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。
- 議長 次に、日程第10 議案第43号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から報告をお願いします。松永委員お願いします。
- 松永委員 報告いたします。61番の審議番号1番です。関連資料は63ページから66ページになります。譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は福岡市〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番 500m²で、〇〇〇自治会東側に位置します。
- 申請人は、市内の借家に居住する地方公務員であり、借家が手狭になったため、申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。申請地北側、東側は畠に、西側は農道に、南側は市道に接しています。現状のままで利用しますが、土砂の流出等の恐れはなく、雨水は水路へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設けるので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
- 以上で報告を終わります。
- 議長 次に、桑代委員お願いします。
- 桑代委員 報告いたします。61番の審議番号2番です。関連資料は67ページから70ページになります。譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畠 499m²で、〇〇自治会に位置します。
- 申請人は、市内の借家に居住する会社員であり、借家が手狭であることから申請地を父親から譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地の北側、西側は畠に、東側は宅地に、南側は市道に接しています。土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
- 続きまして、61番の審議番号3番です。関連資料は71ページから74ページになります。譲受人は、南さつま市の〇〇〇〇さん、譲渡人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。
- 申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番、畠 967m²の内 499m²で、〇〇〇自治会に位置します。申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほ

ど農振除外で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、六反田委員お願いします。

六反田委員 報告いたします。62 ページの審議番号4番です。関連資料は75 ページから78 ページになります。譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番外1筆 474m²で、〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の借家に居住する会社員であり、借家が手狭になったため、申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。申請地の東側西側は農地に、北側南側は宅地に接しています。現状のまま利用しますが、土留めをすることで、土砂流出等の恐れはなく、雨水は水路へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設けるので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないとの判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 61 ページ～62 ページの5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番につきましては、第1種農地と判断されますが、既存の集落に接続していることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

審議番号2番につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に2つ以上の公益的施設等が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

審議番号3番につきましては、第1種農地と判断されますが、既存の集落に接続していることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

審議番号4番につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に

区分されます。

なお、審議番号1番と3番は、第1種農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第43号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、所有権移転設定のうち審議番号2番と4番の2件については申請どおり許可し、審議番号1番と3番の2件については、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第43号に係る案件については、所有権移転の2件については申請どおり許可し、2件については、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第11 議案第44号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。81ページ～82ページをご覧ください。

「所有権移転」です。譲渡人は、鹿児島市の○○○○さん譲受人は、穎娃町○○の○○○○さん外4件です。設定面積は、田2筆 1,609m²、畑16筆 17,739m²の合計 18筆 19,348m²で、理由につきましては、規模拡大3件、受贈2件です。

10a当たりの取引価格につきましては、田が50千円から650千円、畑が300千円です。10a当たりの取引価格の平均としましては、田が350千円、畑が300千円でございます。

地域別では、穎娃地域2件、知覧地域2件、川辺地域1件です。

続きまして、84ページ～94ページの「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん相続人代表 〇〇〇〇さん設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇 〇〇〇〇外 63 件です。

設定面積は、田 29 筆 20,259 m²、畑 83 筆 122,806 m²の合計 112 筆 143,065 m²で、穎娃地域 49 件、知覧地域 10 件、川辺地域 5 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が 6 件、設定面積は、畑 14 筆 19,246 m²で、穎娃地域 3 件、知覧地域 3 件となっております。

続きまして、96 ヶ～103 ヶの「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は穎娃町〇〇の〇〇〇〇外 31 件です。

設定面積は、田 25 筆 15,770 m²、畑 89 筆 80,790 m²の合計 114 筆 96,560 m²で、穎娃地域 13 件、知覧地域 15 件、川辺地域 4 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が 1 件、設定面積は、畑 3 筆 4,950 m²で、穎娃地域 1 件、となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、使用貸借利用権設定のうち〇〇委員が 3 から 8 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転及び賃貸借利用権設定の全案件と使用貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とともに、御異議ございませんか。

- 委 員 「異議なし」の声あり
議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第44号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。
- 議 長 引き続き、議案第44号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、○○委員の退室を求めます。
- (1人 退室)
- 議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第44号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第44号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。○○委員の入室を許可いたします。
- (1人 入室)
- 議 長 ○○委員に報告いたします。議案第44号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。
- 議 長 次に、日程第12 議案第45号 非農地証明願についてを議題といたします。
まず、現地調査員の報告を求めます。六反田委員お願いします。
- 六反田委員 報告いたします。105番の審議番号1番です。関連資料は106番から109番になります。申請人は、東京都の○○○○○さんです。申請地は、川辺町○○字○○ ○○○○番、畠 730 m²で、○○○自治会東側に位置します。
申請地は昭和60年頃まで父が農業をしていましたが、道路状況が悪くなり、周囲も山林となったことから杉を植林したものです、手入れをすること

なく管理が行き届かないまま、山林の状態で現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、周囲も山林の状況です。東京都在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、105 番の審議番号2番です。関連資料は110 番から115 番になります。申請人は、鹿児島市の○○○○○さんです。申請地は、川辺町○○字○○ ○○○○番外2筆、畠 1391 m²、田 168 m²で、○○○自治会南側および○○○自治会西側に位置します。

申請地は昭和60年頃まで父が農業をしていましたが、道路状況が悪くなり、周囲も山林となつたことから杉を植林したもので、手入れをすることなく管理が行き届かないまま、山林の状態で現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、周囲も山林の状況です。鹿児島市在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、桑代委員お願いします。

桑代委員

報告いたします。105 番の審議番号3番です。関連資料は116 番から119 番になります。申請人は、鹿児島市の○○○○○さんです。申請地は、川辺町○○○字○○○ ○○○○番、畠 247 m²で、○○○自治会東側に位置します。

申請地は昭和60年頃まで父が農業をしていましたが、道路状況が悪くなり、周囲も山林となつたことから杉を植林したもので、手入れをすることなく管理が行き届かないまま、山林の状態で現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、周囲も山林の状況です。鹿児島市在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、105 番の審議番号4番です。関連資料は120 番から123 番になります。申請人は、鹿児島市の○○○○○さんです。申請地は、川辺町○○○字○○○ ○○○○番、畠 3,199 m²で○○○自治会北側に位置します。

申請人は昭和49年頃に農業を廃業し、その後イヌマキ、杉を植林したもので、山林の状態で現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、周囲も山林の状況です。鹿児島市在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後の経過年数や周辺農地に与える影響等を考慮した上で今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長　　只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議長　　質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第45号 非農地証明願については、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委員　　「異議なし」の声あり

議長　　異議なしと認めます。よって議案第45号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議長　　次に、日程第13 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議長　　ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

農地係　　前回の総会時に農地転用で審議いただきました案件で営農型太陽光発電に対して保険加入しているかの質問がありましたので確認しましたところ賠償責任保険契約証明書、火災保険契約証明書の写しが提出され契約内容を確認しましたのでご報告いたします。

事務局長　(今後の日程について連絡する。)

議長　　只今の件について、御質問はございませんか。

委員　　「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和5年第7回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 2番 _____

会議録署名委員 5番 _____